

新たな時代における居住と都市機能の立地誘導のあり方について(諮問)



2住都計第75号
令和3年1月5日

名古屋市都市計画審議会
会長 森川 高行 様

名古屋市長 河村 たかし



新たな時代における居住と都市機能の立地誘導のあり方について（諮問）

都市再生特別措置法第81条第24項において準用する同条第22項の規定に基づき、下記のとおり、意見を求めます。

記

1 諮問事項

新たな時代における居住と都市機能の立地誘導のあり方

2 諮問理由

本市では、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画として、平成30年になごや集約連携型まちづくりプラン（以下「プラン」という。）を作成し、人口の減少や高齢化の進展、激甚化する自然災害、リニア開業に伴う社会変化などを見据え、駅そばを中心とした居住や都市機能の誘導をはかっている。

こうした中、令和2年6月の都市再生特別措置法の改正により防災まちづくりの更なる推進に向け立地適正化計画制度の強化がはかられ、また、上位計画である都市計画マスタープランの改定により、新たな時代にふさわしいまちづくりの方向性が示されたため、プランの見直しが必要となった。

そのため、プランの見直しにあたっての基本的な考え方となる、新たな時代における居住と都市機能の立地誘導のあり方について、都市計画審議会の意見を求めるものである。

（住宅都市局都市計画部都市計画課）

スケジュールと部会の設置について（案）

1. なごや集約連携型まちづくりプランの改定スケジュール（予定）

2020 年度	諮問
2021 年度	部会の設置・開催 答申
2022 年度	改定・公表

2. 部会の設置

名 称	立地誘導部会
調査事項	「新たな時代における居住と都市機能の立地誘導のあり方」について
部会委員	部会委員 6 名程度（うち 1 名は部会長） 名古屋市都市計画審議会 委員 2 名程度 同 専門委員 4 名程度
調査期間	1 年程度
主な論点	都市再生特別措置法の改正による防災まちづくりの更なる推進に向けた立地適正化計画制度の強化や、「名古屋市都市計画マスタープラン 2030」におけるまちづくりの方向性を踏まえた居住と都市機能誘導のあり方について

（参考）関係規定

○名古屋市都市計画審議会条例（抜粋、平成12年 4月 1日施行）

（専門委員）

第 5 条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、市議会の議員又は市長が特に必要と認める者のうちから、調査事項を明示して市長が委嘱する。

3 専門委員は、その調査事項に関する調査結果を審議会に報告する。

4 専門委員は、その調査事項の調査が終了したときに解嘱されるものとする。

○名古屋市都市計画審議会運営要綱（抜粋、平成12年 7月14日施行）

（部会）

第10条 審議会に、都市計画に関する事項を調査するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員をもって組織する。

3 部会に会長が指名する部会長を置く。

4 部会長は、部会の事務を総括する。

平成30年3月

名古屋市

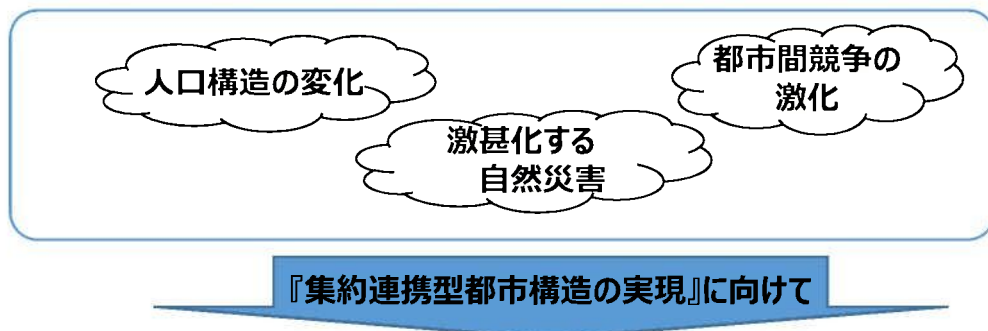
なごや集約連携型 まちづくり プラン 概要版

魅力ある「名古屋ライフスタイル」を育む大都市の形成のために

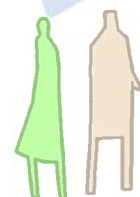


人口構造の変化や激甚化する自然災害、都市間競争の激化など社会状況は大きく変わろうとしています。これらの課題に対応したまちづくりは、待ったなしの状況です。

本市では、名古屋市都市計画マスタープランにおいて「**集約連携型都市構造**※」をめざすべき都市構造に位置づけ、取り組みを進めてきました。この取り組みを加速化するために、「なごや集約連携型まちづくりプラン」を策定し、国が創設した立地適正化計画制度※を活用してまちづくりをすすめていきます。



今後の名古屋は
どうなるんだろう？



なごや集約連携型まちづくりプラン

目標年次を、20年程度先の平成47（2035）年頃として、

- 都市機能や居住を誘導する範囲（都市機能誘導区域、居住誘導区域）
- 誘導する施設

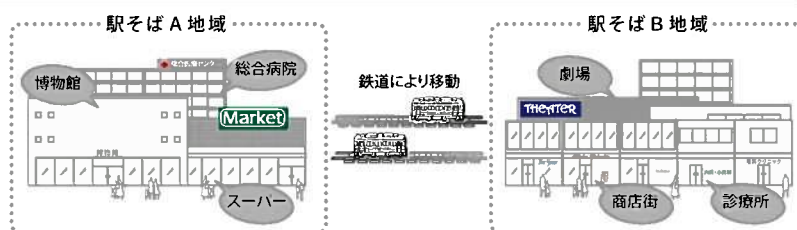
などを定め、

- ・鉄道駅周辺（拠点や駅そば）に必要な拠点施設の立地誘導
- ・地域の状況に応じた居住の誘導

をすすめるものです。

※集約連携型都市構造とは

駅を中心とした歩いて暮らせる圏域に、商業・業務・住宅・サービス・文化等の多様な都市機能が適切に配置・連携されており、景観・歴史・環境・防災に配慮された、魅力的で安全な空間づくりがなされている都市構造

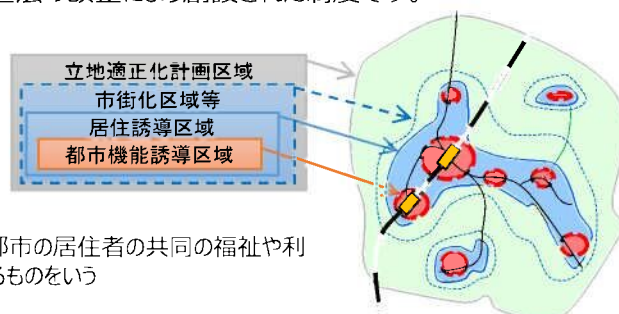


※立地適正化計画制度とは

「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方に基づいて、都市全体の観点から民間施設も含めた都市機能増進施設※や居住の立地誘導をはかる制度として、都市再生特別措置法の改正により創設された制度です。

○計画策定により活用できる主な制度等

- ・誘導施設の整備に係る容積率緩和、税制、金融による支援
- ・誘導区域内での国の財政支援措置の重点化
- ・誘導区域外における一定規模以上の住宅建築や誘導施設の建築等の届出等



※都市機能増進施設：医療施設、福祉施設、商業施設などの都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう

本市の状況を踏まえ、今後のまちづくりに大きな影響を与えると考えられる課題と対応の方向性を示します。

リニア時代に向けた都市ブランドの構築

- ・高次都市機能のさらなる強化をはかり、圏域全体の発展をめざすとともに、東京圏への人口流出の抑制をはかる必要がある
- ・リニア中央新幹線の開業後の巨大都市圏の核として、名古屋の特徴を活かした個性ある魅力と活力を高め、広げていく必要がある

人口減少を見据えたまちづくりの推進

- ・駅そば生活圏※などの利便性が高い地域における人口減少を抑制し、維持増加をはかる必要がある
- ・生産年齢人口の維持につなげるために、日常生活の利便性・快適性や都市の魅力・活力の向上をはかる必要がある

高齢者が元気で生活しやすい環境の構築

- ・高齢者が外出しやすい環境を構築する必要がある
- ・多様な世代が居住するソーシャルミックス※の促進を通して、地域コミュニティの維持につとめる必要がある

多様な主体をむすぶ新たなつながりの創出

- ・多様な主体の連携による新たな価値を創出するために、つながりを生み出すまちづくりをすすめる必要がある

ストックの利用を重視した成熟都市への転換

- ・これまでのまちづくりで形成されてきた良質な住宅市街地や住宅ストック等を活かしたまちづくりをすすめる必要がある
- ・居住環境の改善が必要な地区については、都市基盤の整備や老朽住宅等の適切な更新をはかる必要がある

都市の持続的な経営に資するまちづくりの推進

- ・将来にわたって持続的なまちづくりを進めるために、必要以上の市街地拡大の抑制などの計画的な土地利用誘導をはかる必要がある

環境に配慮したまちづくりの推進

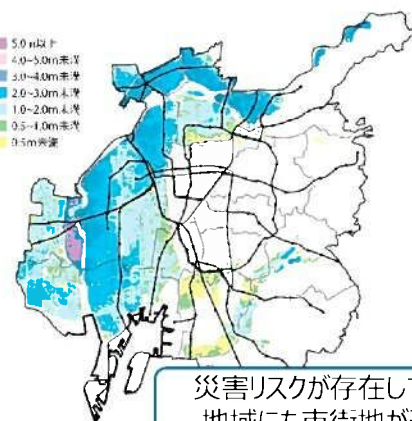
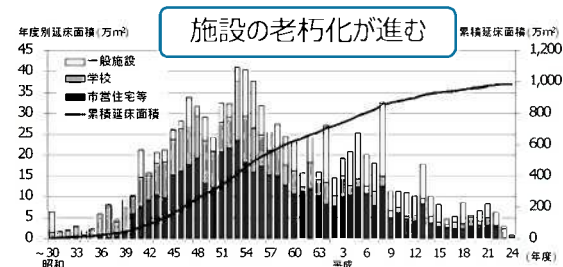
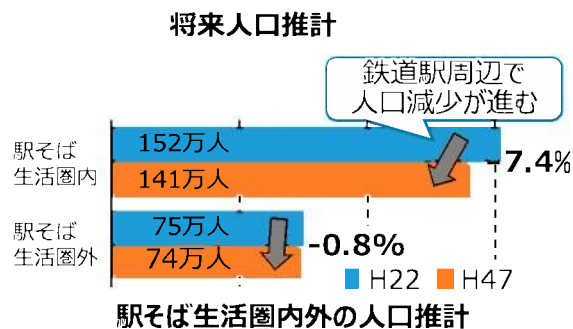
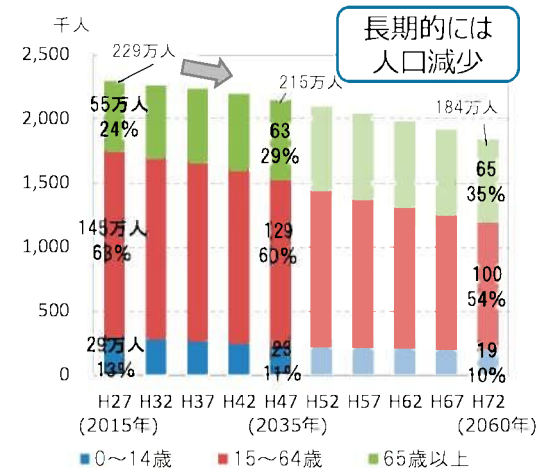
- ・都市活動を環境に配慮したものとするために、より環境負荷が小さい都市構造をめざす必要がある
- ・快適な都市環境の形成や生物多様性の保全をはかる必要がある

市街地の広範囲に存在する災害リスクへの対応

- ・災害被害を防ぐ都市基盤の整備をはかるとともに、災害リスクを十分に認識した上での土地利用をはかる必要がある
- ・長期的な視点で防災性の高い都市構造を目指す必要がある

※駅そば生活圏：駅から概ね800mの圏域に地下鉄の環状線で囲まれる部分を含んだ範囲

※ソーシャルミックス：年齢、職業、所得水準などが異なる社会階層の人々が同じ地域で交流して暮らせるようにすること



災害リスクが存在している地域にも市街地が形成

基本方針と基本的な区域の設定

課題と対応の方向性を踏まえた上で、都市計画マスタープランに掲げる「集約連携型都市構造」の実現に向け、本プランの目標と基本方針を次に示します。また、基本方針に基づいて効果的に都市機能と居住の誘導をはかるために、集約連携型都市構造を構成する基本的な区域とまちづくりの方向性を次のとおり設定します。

質の高い多様な生活を送ることができる「名古屋ライフスタイル」を育んでいくなだね！



計画の目標

魅力ある『名古屋ライフスタイル』を育む大都市の形成

名古屋の強み「住みやすさ」を磨き伸ばすとともに将来に備え「都市圏を牽引」する魅力と活力を高める

■基本方針

都心や拠点の魅力向上・創出

- ・交流の盛んな都心域、拠点の形成
- ・圏域を牽引する国際・産業交流機能の強化

様々な世代が活動しやすいまちづくり

- ・鉄道駅周辺で生活利便性や快適性の向上
- ・高齢者が安心して暮らすことができるまちづくり

成熟した市街地を活用したまちづくり

- ・利便性が高い鉄道駅周辺を中心とした既存住宅ストック等の有効活用や機能更新
- ・居住地の持続性を高めるための世代間バランスを考慮した新規来住の促進

ゆとりある郊外居住地の持続と新規開発の抑制

- ・ゆとりとうるおいのある居住環境の持続
- ・緑を活かしたゆとりとうるおいのある開発内容への誘導や緑地の保全

災害リスクを意識したまちづくり

- ・災害に備えた都市基盤の整備や耐震化の促進
- ・災害リスクの内容と対応方法を認識した居住や土地利用の促進

■基本的な区域

拠点市街地

駅そば市街地

郊外市街地

考慮

災害リスク

緑の保全

■まちづくりの方向性

『拠点市街地』

魅力があふれにぎわう交流拠点

- ・多様な交流を生み出す高次都市機能の集積
- ・良質な都市基盤を活かした質の高い居住環境

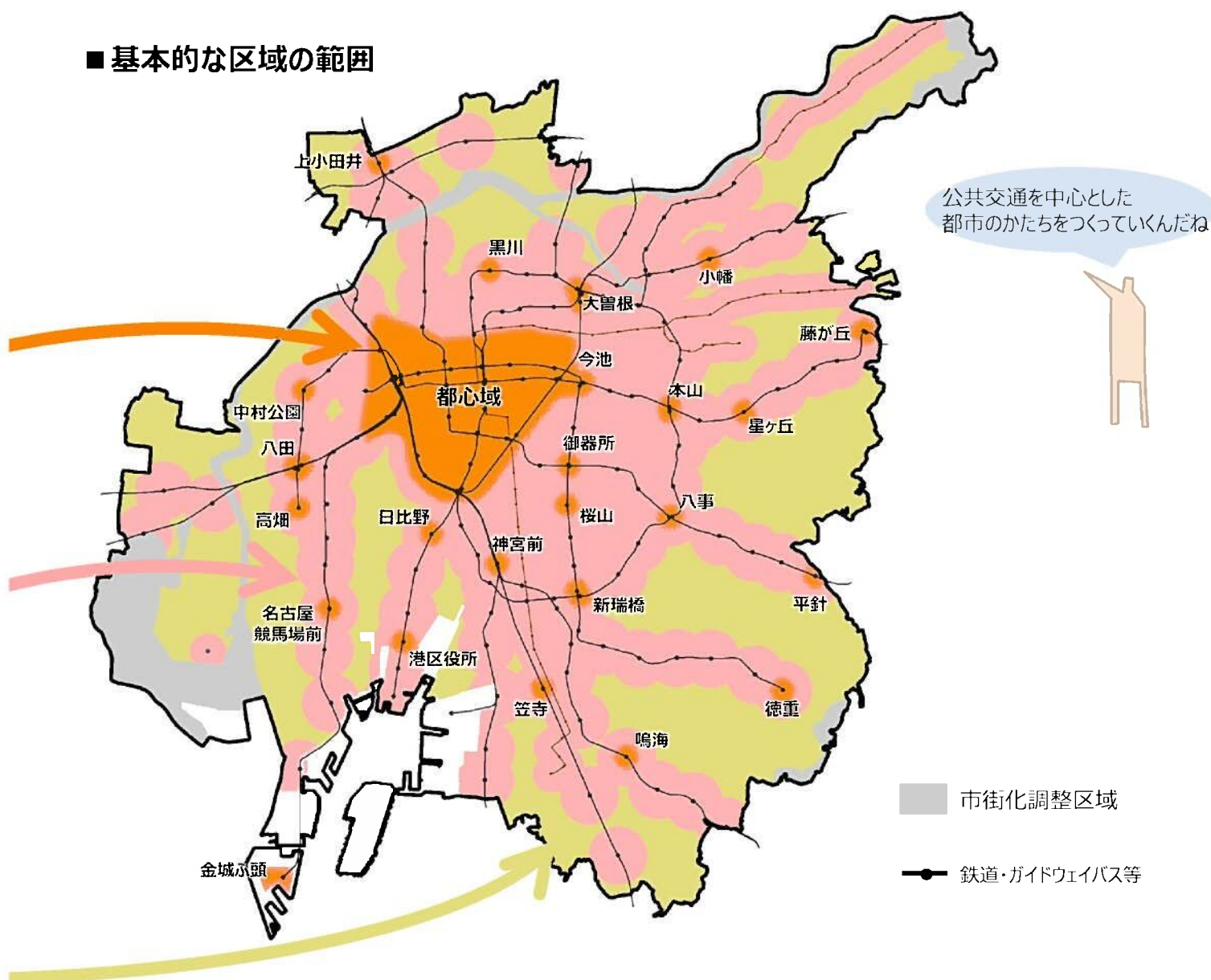


『駅そば市街地』

快適で利便性の高い居住環境

- ・公共交通網を軸とした、歩いて暮らせる快適な居住環境
- ・既存ストックの有効活用や更新による現状の人口水準の維持

■ 基本的な区域の範囲



拠点市街地

■ 市内外からアクセスしやすい拠点地域

- ・ 都心域（おおむねJR中央線・東海道線、出来町通等で囲まれる区域で名古屋駅周辺等を含む区域）
- ・ 地域拠点（交通結節機能等が高い鉄道駅の400m圏域）

駅そば市街地

■ 公共交通軸の周辺地域

- ・ 基幹的な公共交通網の周辺（鉄道駅等の800m圏域、基幹バス路線等の500m圏域）
- ・ 大規模な面整備等を行っている拠点（志段味、南陽）の中心となる公共交通周辺

郊外市街地

■ 上記以外の市街化区域



『郊外市街地』

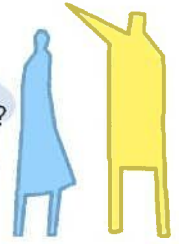
ゆとりとるおいのある居住環境

- ・ 空間的な「ゆとり」と自然豊かな「るおい」のある居住環境
- ・ 人口減少が進む中でも良質で持続的な居住環境の維持



市街地の特徴を踏まえた効果的なまちづくりをすすめるため、まちづくりの方向性や災害リスク、緑の保全を考慮し、地域の特性を踏まえた上で都市機能や居住の誘導をはかります。

都市機能や居住の立地とかを
今後どうしていくの？



■ 都市機能誘導の考え方

- ・ まちの個性や魅力を創造する都市機能、圏域の産業競争力等を高める都市機能、生活の利便性の向上に資する都市機能の充実をはかる。
- ・ **拠点市街地**のうち都心域を中心に、都市圏の魅力向上や産業競争力の強化など、都市の国際競争力を高める施設の誘導をはかる。
- ・ **拠点市街地**のうち地域拠点を中心に、多数の市民が利用する生活の利便性や質を高める施設の誘導をはかる。
- ・ **拠点市街地**や**駅そば市街地**で、まちの魅力や利便性の向上に資する日常生活施設の充実をはかるとともに、**郊外市街地**で日常生活施設の維持や充実をはかる。

■ 居住誘導の考え方

- ・ **拠点市街地**や**駅そば市街地**において、将来にわたって人口水準を維持するため、駅を中心とした歩いて暮らせるまちづくりを推進し、市外から本市への転入やライフステージの変化による転居といった機会をとらえた重点的な居住誘導をはかる。
- ・ **郊外市街地**においても、将来にわたり一定密度の市街地の持続が見込まれるため、現在の市街地を基本にゆとりとうるおいのある居住環境の持続をはかる。

■ 考慮する要素

災害や緑のことも
考えていくなだね

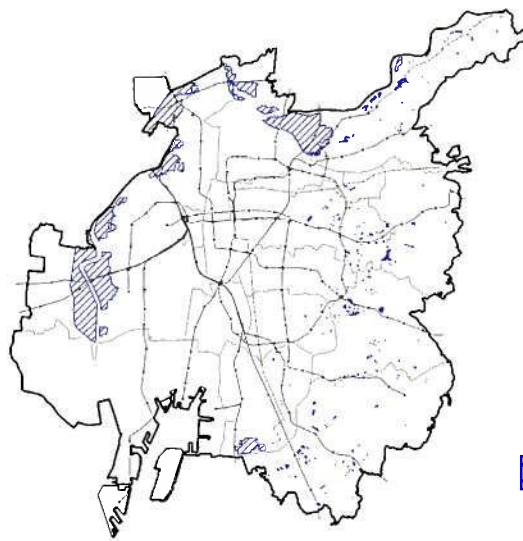


災害リスク

土地利用の観点から居住にあたっての災害リスクの知る機会を拡大します。また、一定以上の災害リスクが想定される範囲は、重点的に災害リスク内容や対応方法の理解促進等により、災害リスクを踏まえた居住や土地利用をはかります。

< 重点的に災害リスクの理解促進をはかる範囲 >

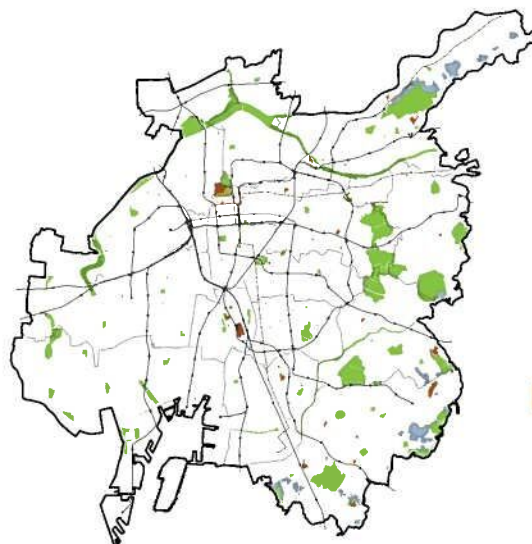
- ・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域
- ・洪水浸水想定区域のうち浸水深 3 m 以上（2 階床高までの浸水の恐れがある）の範囲
- ・津波浸水想定区域のうち浸水深 2 m 以上（一般家屋の流出の恐れがある）の範囲



 重点的に災害リスクの
理解促進をはかる範囲

緑の保全

持続的な土地利用誘導に留意し、特別緑地保全地区や大規模な都市計画公園等においては、緑の保全等を推進します。また、低未利用の基盤未整備地区での、今後の新たな宅地開発については、緑を活かしたゆとりとうるおいのある開発への誘導をはかります。

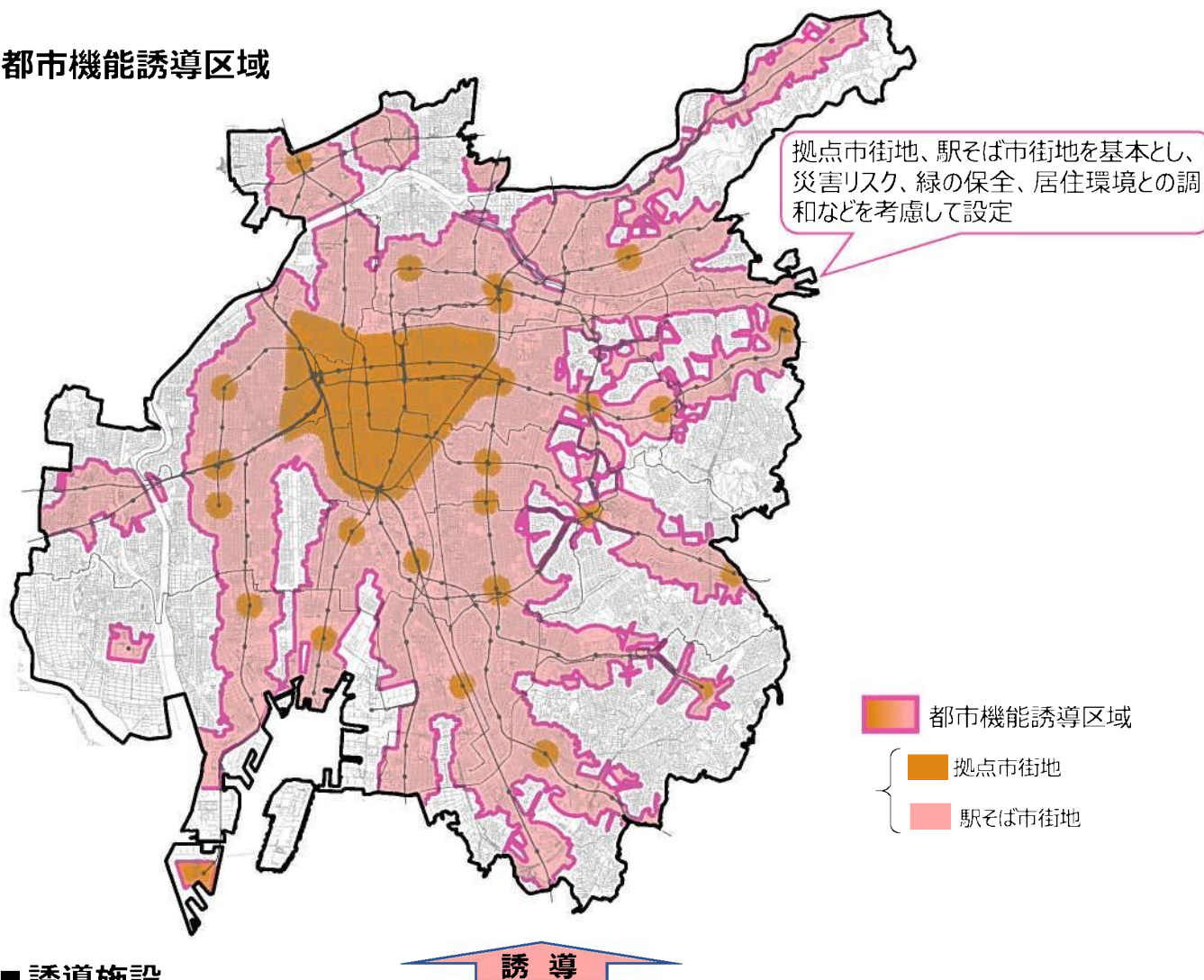


 特別緑地保全地区
 大規模な公園等
 低未利用の
基盤未整備地区

誘導区域と誘導施設の設定

基本的な区域や誘導の考え方、考慮する要素を踏まえて、都市再生特別措置法に基づく、都市機能誘導区域、誘導施設、居住誘導区域を設定します。

■都市機能誘導区域



■誘導施設

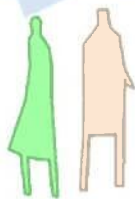
- **文化・スポーツ交流施設**
 [劇場、映画館、観覧場、演芸場、多目的ホール、博物館、美術館、図書館、生涯学習施設、スポーツ拠点施設]
- **国際・産業交流施設**
 [大学・短期大学、M I C E 施設、バンケットに対応した一定規模のホール等を有するホテル、イノベーション施設◇、外国語での教育・診療・保育に対応した教育・医療・保育施設◇、地域魅力発信施設◇、ハイグレードホテル※、高品質オフィス※]
- **子育て・高齢者交流施設**
 (児童館、福祉会館)
- **拠点的な医療施設**
 (一般病床200床以上の病院)
- **拠点的な行政サービス施設** (区役所)
- **まちの魅力や利便性の向上に資する施設◇**
- **災害対策に資する施設◇** (地域のための備蓄倉庫など)

各用途に供する床面積の合計が500㎡以上の施設に限ります。(市長が指定する施設を除く)

◇の施設は、市長が指定する施設に限ります。

※の施設は、法定の誘導施設でなく、本市が独自に定める誘導施設です。

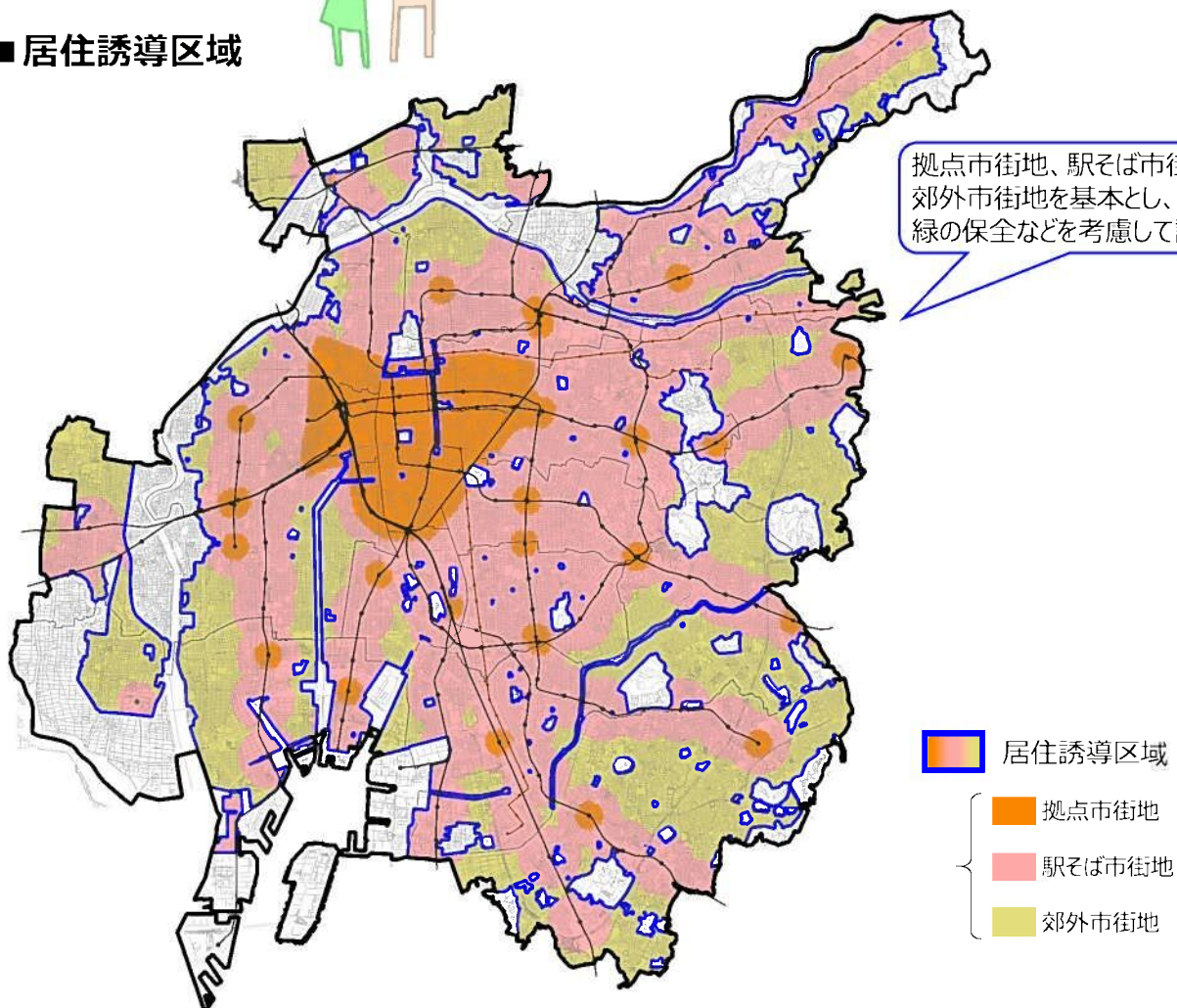
ふたつの誘導区域を設定して、まちづくりをすすめていくんだね。



※詳細な区域の指定状況は、本冊子の資料または名古屋市都市計画情報提供サービスでご確認ください。

※土砂災害警戒区域等の指定により都市機能誘導区域外、居住誘導区域外となる箇所は、縮尺の関係上、表示していません。

■ 居住誘導区域



誘導区域外での届出制度について

- 都市再生特別措置法に基づき、都市機能誘導区域外で誘導施設を建築等する場合や、居住誘導区域外で3戸以上の住宅建築等をする場合には、これらの行為に着手する30日前までに市への届出が必要となります。
- 届出により誘導区域外における都市機能や居住の立地動向を把握します。
- また、「重点的に災害リスクの理解促進をはかる範囲」では、災害リスクに関する情報提供を行い、災害リスクを踏まえた居住や土地利用をはかります。

(届出が必要となる行為)

都市機能 誘導区域外	都市再生特別措置法に基づいて定める誘導施設を設置しようとする次の行為 - 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 - 建築物を改築し、又は用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合 - 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
居住 誘導区域外	一定規模以上の住宅を設置しようとする次の行為 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 - 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為を行おうとする場合 - 住宅の建築目的の開発行為を行おうとする場合で、その規模が1,000㎡以上のもの

都市機能と居住の誘導をはかるため、各分野の個別計画と連携しつつ、基本方針を踏まえて施策を推進します。施策の推進に当たっては行政が主体となる取り組みだけでなく、地域の自主的なまちづくり活動による取り組みも促進します。

■ 主な施策

都心や拠点の魅力向上・創出

- ・ 特定用途誘導地区をはじめとした容積率緩和に関する各種施策を複合的に活用し、拠点市街地の都市機能の誘導を促進します。
- ・ 国の税制・金融支援制度の活用により、誘導施設の立地誘導や機能更新等を促進します。
- ・ 市民や来訪者の移動手段の多様化を進め、都心域の回遊性を高めます。

様々な世代が活動しやすいまちづくり

- ・ 大規模なマンション建設等の市街地開発にあたっては、地域で不足する子育てなどの日常生活施設の立地を促進します。
- ・ 都市機能や居住の誘導をはかるといった、まちづくりの方向性に応じた用途地域等の見直しに向けた検討をおこないます。

成熟した市街地を活用したまちづくり

- ・ リフォーム、リノベーションなど既存の建物ストックの活用に向けた検討をおこないます。
- ・ 低未利用化した土地について、生活の質や利便性の向上につながる活用策の検討をおこないます。

ゆとりある郊外居住地の持続と新規開発の抑制

- ・ 地区計画等の活用により、ゆとりある良好な住宅地の保全をはかります。
- ・ 生産緑地や市民緑地を活用し、緑地や農地の保全をはかります。

災害リスクを意識したまちづくり

- ・ 都市計画情報と連携した災害リスク情報の提供や、立地適正化計画に基づく届出制度の活用により、災害リスクを踏まえた居住や土地利用をはかります。
- ・ 建物や都市基盤の耐震化や総合的な治水対策などを促進します。

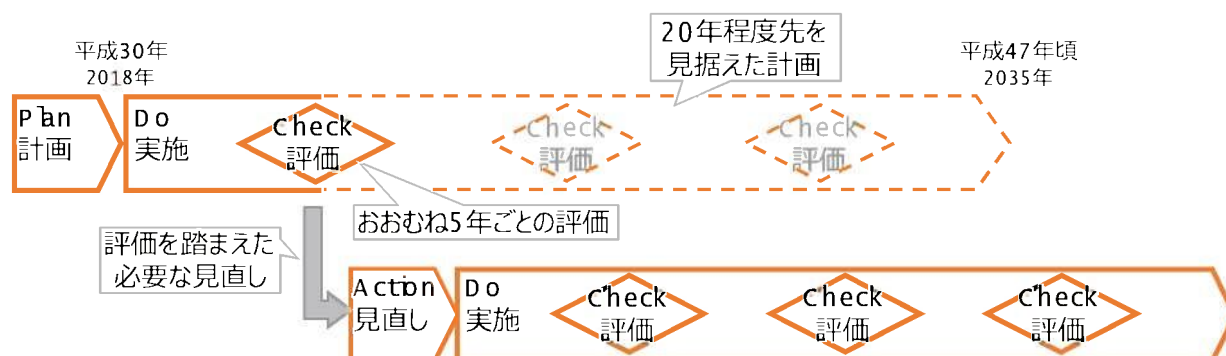
■進捗を評価する指標

本プランの推進にあたり、評価指標と将来の目標を設定します。また、評価指標の他にも、まちづくりの状況を把握する様々な指標を確認していきます。

評価指標	現状	現状のまま 推移した際の推計	目標
拠点市街地及び 駅そば市街地の人口密度	84人/ha 〔平成27年〕 〔2015年〕	77人/ha 〔平成47年〕 〔2035年〕	84人/ha以上 〔平成47年〕 〔2035年〕

■プランの推進と評価

- 民間事業者等との連携をはかるとともに、平成39(2027)年度のリニア中央新幹線の開業を見据え、都市や拠点の魅力向上・創出について重点的に取り組みます
- 各種調査結果を活用して都市の動向をとらえるとともに、都市機能や居住の誘導施策の取り組み状況を把握し、**おおむね5年ごとにプランを評価します**
- 評価結果を踏まえるとともに、都市計画マスタープラン等の**上位計画の見直し内容を反映しながら、必要なプランの見直しを行います**





なごや集約連携型まちづくりプラン — 概要版 —

平成30年3月

名古屋市 住宅都市局 都市計画部 都市計画課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号：052-972-2712

F A X：052-972-4164

メールアドレス：a2712@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp



名古屋市 都市計画 マスター プラン2030

概要版

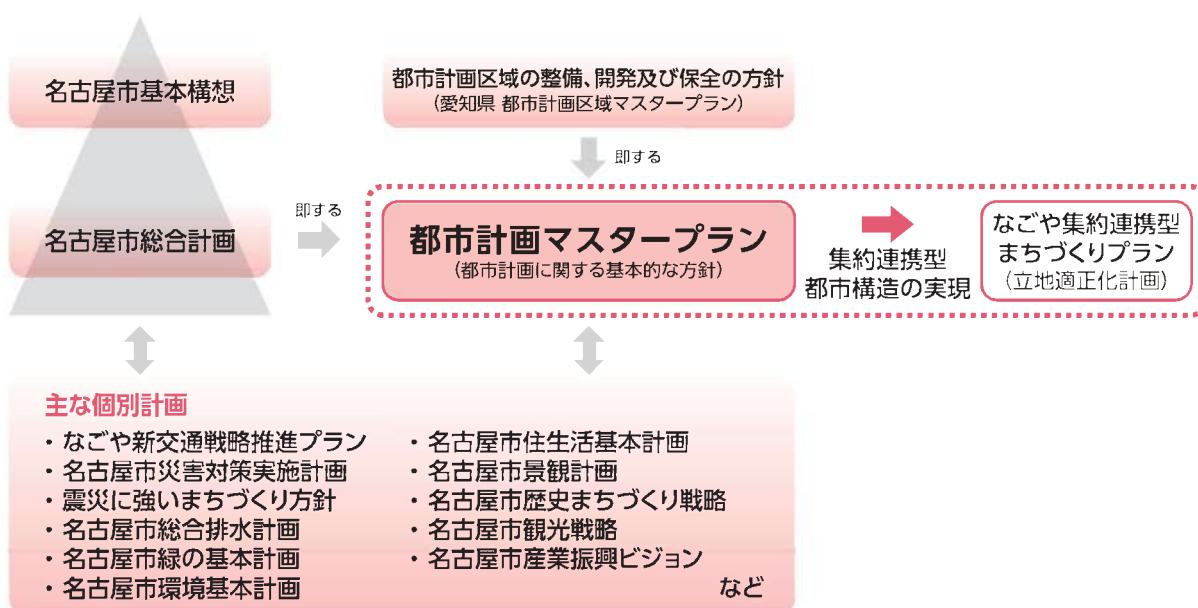
令和2年6月 名古屋市

策定の目的

- 長期的な視点に立ち、将来の都市像や都市づくりの方向性を示します。
 - 地域住民・企業・行政などの協働によるまちづくりを進めるガイドラインとします。
 - 今後の都市計画の決定や見直しにあたっての方針とします。
- ※「都市づくり」は都市レベルの取り組み、「まちづくり」は地域レベルの取り組みとしています。

位置づけ

- 都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市の総合計画や個別計画との関係は、下図のとおりです。



目標年次

- 目標年次は、おおむね20年の長期的な見通しのもとに、令和12(2030)年とします。

対象区域

- 名古屋市全域を基本とし、広域的な交流・連携についても考慮します。

構成

- 本プランの構成は、全体構想と地域別構想の二層構造とし、都市レベルの視点と地域レベルの視点から方向性を示します。また、地域別構想は、地域の実情に応じて随時位置づけていきます。

時代の潮流

▶人口構造・動態の変化

本市の人口は令和5(2023)年にも減少に転じる見込みで、人口減少は広域で見るとより顕著です。

年少人口及び生産年齢人口の比率が低くなり、高齢者率がさらに高まっています。

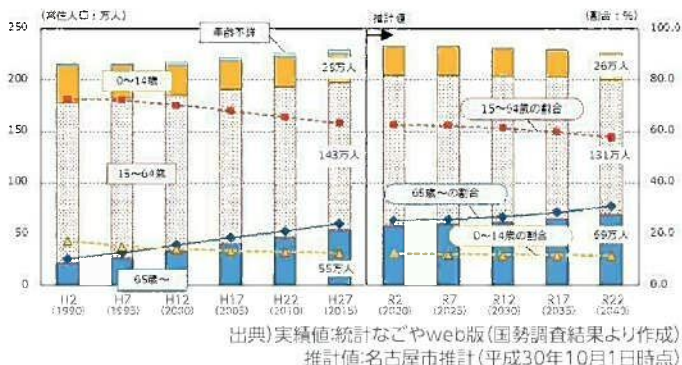
▶リニア中央新幹線の開業、スーパー・メガリージョンの形成

リニア中央新幹線開業により三大都市圏それぞれの交流圏域は大きく拡大します。とりわけ、名古屋駅を起点とした2時間圏域人口は約6,000万人と最大規模になると試算されています。

また、リニアにより三大都市圏が一体化した世界最大の広域経済圏である、スーパー・メガリージョンが形成されます。

- ▶産業構造の転換、自動車産業における変革
- ▶価値観や働き方などの多様化
- ▶激甚化する自然災害
- ▶観光需要の高まり
- ▶グローバル化の進行
- ▶地域主体、官民連携まちづくりの活発化
- ▶都市の持続性に対する意識の高まり(SDGs等)

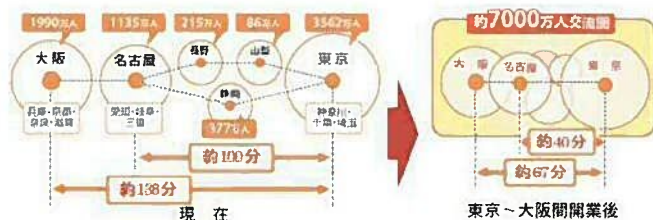
■本市の年齢3階級別人口



■交流圏域の拡大のイメージ(名古屋-品川開業時)



■リニア中央新幹線開業(東京-大阪間)による交流圏の変化

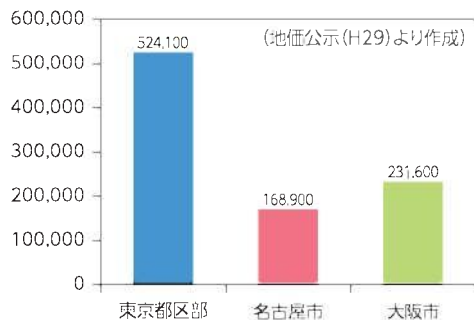


名古屋の特徴

▶空間的・時間的・経済的なゆとり

名古屋市は大都市でありながら空間的なゆとりがあります。また安定した雇用、比較的安価な地価、短い通勤時間といった特性を有します。

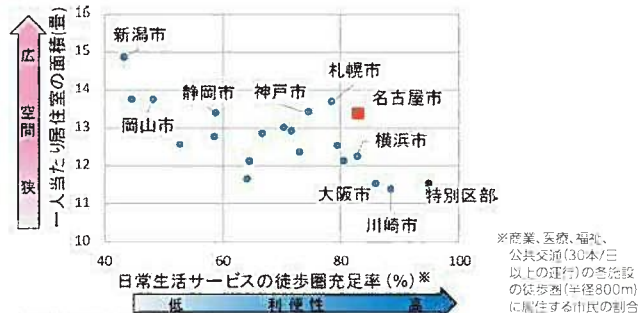
■住宅地平均価格(円/m²)



▶充実した都市基盤・施設

名古屋市は、道路をはじめとした都市基盤が充実し、また、商業・医療・福祉などの日常生活サービスが充実するなど生活利便性が高いと考えられます。

■日常生活サービスの利便性



- ▶豊富な魅力資源、緑・水辺空間
- ▶名古屋大都市圏に見る豊富な観光資源
- ▶ものづくり産業の集積 ▶陸海空のインフラの充実

03 都市づくりの目標

2030年に向けた都市づくりの考え方

●SDGs*の達成

※平成27(2015)年に国連で採択された、17の目標から成る「持続可能な開発目標」

SDGsの達成に率先して取り組むことにより、誰一人取り残さない、経済・社会・環境が調和した持続可能で強靱な都市を構築していくことが必要です。

注)大きいアイコンは、特に都市計画に関連する目標



●スーパー・メガリージョンのセンターとしてのポジションの確立

リニア中央新幹線開業という、都市の成長にとっての絶好の機会を活かすため、“にぎわい”と“イノベーション”を生み出す都市づくりに一層力を入れていきます。

●ライフスタイルの質の向上

SDGsの達成やスーパー・メガリージョンのセンターとしてのポジションの確立をはかりつつ、ライフスタイル(暮らす、楽しむ、創る・働く)の質を高める都市づくりを進めます。

また、それぞれの質を高めていくことで、相互に作用し合い、相乗効果を生み出していきます。



都市づくりの目標 以下の都市づくりの目標を定め、その実現をめざします。

暮らす(生活)



**ゆとりと便利が織りなす
多様で持続可能な
生活空間**

広い住宅敷地や、通勤時間の短さ、高く安定した所得水準などといった空間的・時間的・経済的ゆとりと、充実した都市基盤・施設という強みを活かしながら、安全で健康的かつ世代を超えて住み継がれる、名古屋ならではのライフスタイル空間を形成します。

楽しむ(余暇・観光)



**歴史と未来の融合で
磨くオンリーワンの
体験空間**

市内における豊富な歴史・文化資源や魅力的な緑・水辺空間の活用や、圏域における魅力資源などを活かし、市民が憩い楽しみ、魅力に感じるとともに、来訪者がまた訪れたいと思う、名古屋の歴史と都市的魅力が融合したにぎわいの空間を形成します。

創る・働く(経済・産業)



**技術力と経済力で
輝くグローバルな
創造空間**

国土の中心という地理性、陸海空の充実したインフラにより人流・物流を促し、国内外の多様な人材の集積や圏域の技術力・経済力を活かしてイノベーションを生み出す空間を形成します。

都市づくりの方針 都市づくりの目標の実現に向け、以下の都市づくりの方針を掲げます。

基本的な視点 **都市の骨格の形成**

方針A 土地利用の適切な誘導

ゆとりとうるおいある環境と高度な都市機能を有する都会性の磨き上げのための、あらゆる都市機能の土台となる土地利用の適切な誘導をはかります。

方針B 自由で快適な移動の実現

公共交通などによる周辺市町村と連携した総合的な交通体系の形成などにより、誰もが自由で快適に移動できる空間の形成をはかります。

基本的な視点 **都市の持続性の向上**

方針C 災害に強く安全な空間の形成

大規模地震や浸水被害など、激甚化する自然災害に対し、安全・安心に都市活動を営める空間の形成をはかります。

方針D 環境にやさしい空間の形成

エネルギーの大消費地である本市において、安らぎやうるおい、風格を与え、自然環境の保全・活用や環境負荷の少ない空間の形成をはかります。

基本的な視点 **都市活動の質の向上**

方針E 住みよい居住空間の形成

ゆとりと都会性の共存による本市の住みよさをさらに磨き、誰もが自由で快適に生活できる都市をめざし、良好な居住空間の形成をはかります。

方針F 魅力あるにぎわい空間の形成

景観の形成や歴史資産の保全・活用、圏域の玄関口としての受入環境の充実などにより、多様な人々ににぎわい、心に残る空間の形成をはかります。

方針G 産業・イノベーション空間の形成

ものづくり基盤やスーパー・メガリージョンの中心としての立地性を活かし、高い生産性と付加価値を生み出す場を創出し、経済を牽引する空間の形成をはかります。

基本的な視点 **まちづくりの担い手の活躍**

方針H 地域主体のまちづくりの推進

地域が主体となり、まちの将来像を描き、その実現のために取り組み、地域を運営していくなど、地域の特性や資源を踏まえたまちづくりを推進します。

都市づくりのリソース 都市づくりにおいては、以下のリソース(資源)を有効に活用します。



リソース01 - ヒト - 協働の仕組みの活用

市の役割と市民等の役割の中間的な領域で、協働によるまちづくりのさらなる推進のため、法制度等の活用を進めます。



リソース02 - モノ - ストックの活用、 マネジメント

にぎわいや民間のビジネス機会の創出のための交流の場づくりとして、公共空間の活用をはかります。



リソース03 - カネ - 投資の促進

公共空間の利用上の規制緩和、PPP/PFIの推進などにより、民間投資の誘導や、民間主導によるエリアマネジメント活動の喚起、民間資金の活用をはかります。



リソース04 - 情報・技術 - 新技術の実装

都市空間を新技術の「実験場」として捉え、積極的に活用し、生活の質やサービスの向上をはかっていきます。

CHAPTER 04 将来都市構造

基本的な都市構造

大都市における 集約連携型都市構造



駅を中心とした歩いて暮らせる圏域（駅そば生活圏）に、商業、業務、住宅、サービスなどの多様な都市機能が適切に配置・連携され、さらに、歴史・文化、環境や防災に配慮された、魅力的で安全な空間づくりがなされているとともに、都心を中心に、圏域の中核都市として交流を活性化させ創造的活動を生み出す空間づくりがなされている都市構造です。

将来都市構造 各都市づくりの目標に対応した都市構造を重ね合わせ、将来都市構造とします。

01 生活空間



人口減少・高齢化を受け、公共交通を軸に居住と都市機能を集約するとともに、地域特性を活かし、価値観やライフスタイルなどの多様性に対応した、包摂性のある都市構造とします。

02 体験空間

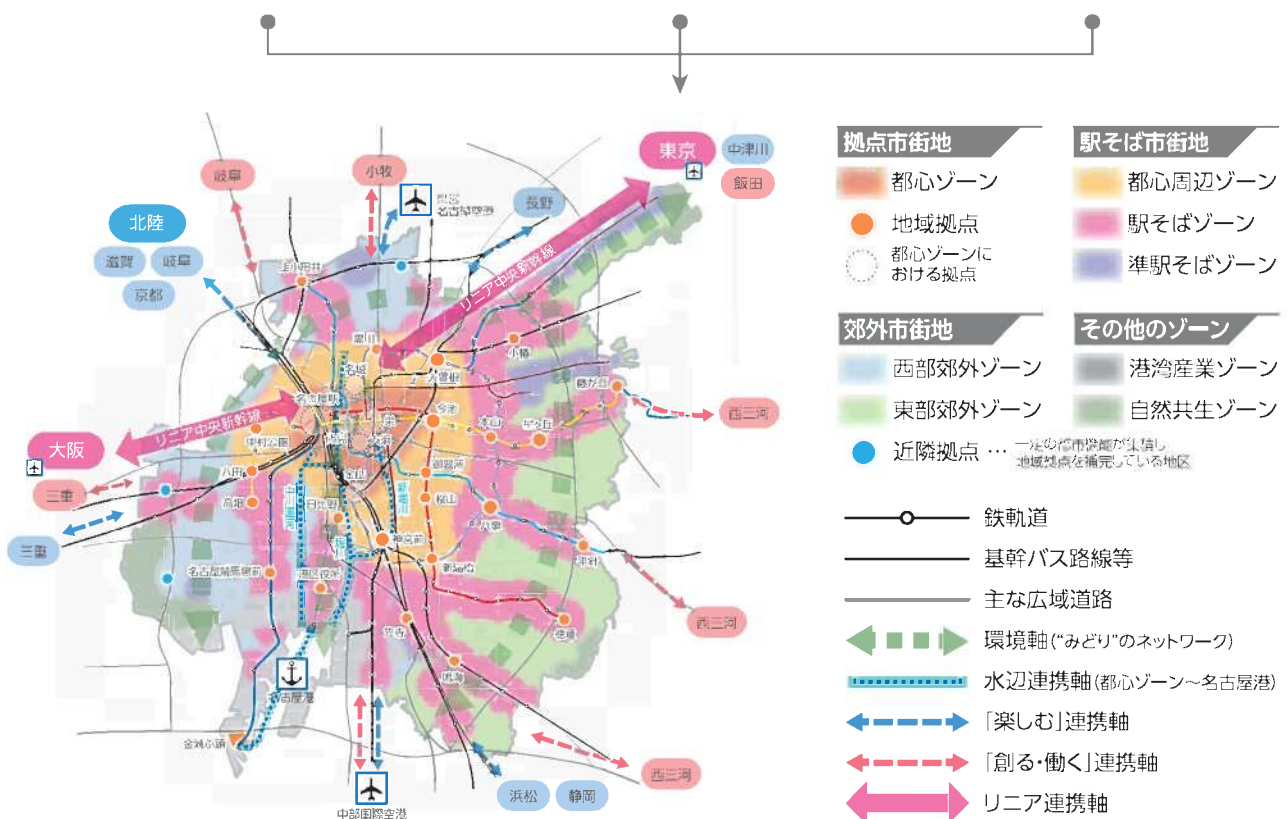


インバウンド増加やスーパー・メガリージョン形成を踏まえ、都心をにぎわい交流の拠点としながら、市内の魅力資源間の連携や広域的な観光連携を構築する都市構造とします。

03 創造空間



技術革新の進展などを踏まえ、高度な都市機能の集積地、水辺空間、大学の集積地など、多様な地域特性を活かしてイノベーションを促進する都市構造とします。



各ゾーンの将来イメージ

※イラストは、概ね20年先のイメージです

拠点市街地

都心ゾーン

リニア中央新幹線が開通する名古屋駅を擁する都心において、スーパー・メガリージョンのセンターとなる圏域の中核としての広域交流機能を強化



地域拠点

市内の主要な交通結節点等において、主に市民の生活利便性や豊かな都市活動を支えるための機能を集約



駅そば市街地

都心周辺ゾーン

都心ゾーン周辺の古くに整備された市街地において、都心との近傍性などの特性を活かした再生を推進

駅そばゾーン

駅を中心とした生活圏において、駅周辺やその後背圏の住民の日常生活を支える都市機能を向上

準駅そばゾーン

基幹的なバス路線等を中心とした生活圏において、利便性の高い住宅地としての機能を維持



郊外市街地

西部郊外ゾーン

多様な土地利用が進む西部において、職住が近接し多様な機能が調和した生活環境を形成

東部郊外ゾーン

緑豊かで良好な風致を有する東部丘陵地において、ゆとりとうるおいのある生活環境を形成



その他のゾーン

港湾産業ゾーン

名古屋港を擁する臨海部を中心に、集積した製造業や物流施設の操業環境の保全や機能の更新・高度化を推進



(名古屋市周辺も含めた広域的なイメージ)

自然共生ゾーン

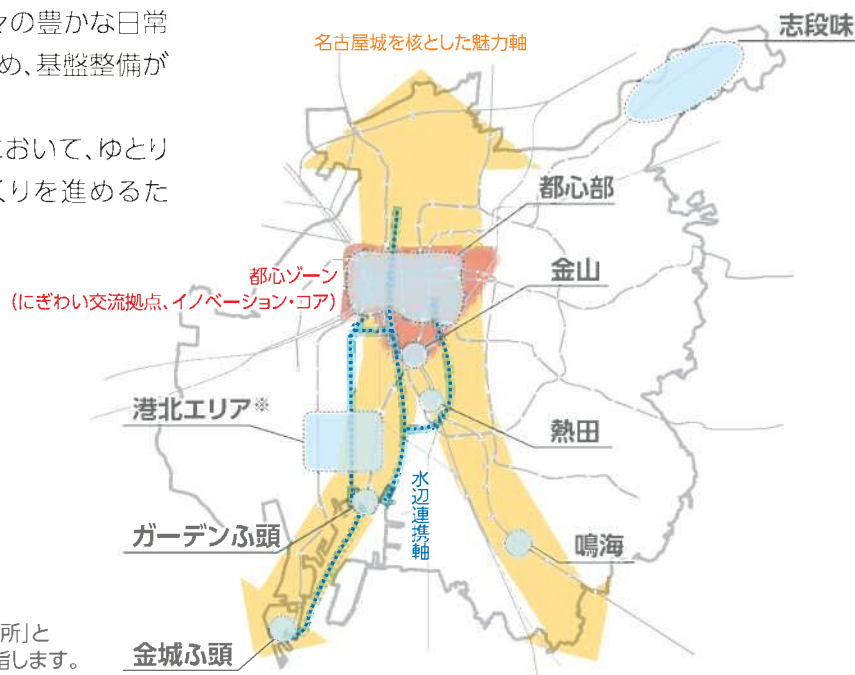
市街化調整区域において、現在の豊かな自然環境の維持保全を基本としながら、都市基盤の整備状況に応じた土地利用を展開



重点的にまちづくりを展開する地域

(地域を導き出す5つの視点)

- リニア中央新幹線の開業やアジア競技大会の開催といった機会を捉えた都市機能の強化が必要な地域
- にぎわいの創出やイノベーションの促進のため、広域交流機能の強化と高次機能の集積が必要な地域
- さらなる交流の活性化をはかるため、名古屋城を核とした魅力軸や水辺連携軸の魅力の向上や資源間の連携が必要な地域
- 駅周辺やその後背圏の人々の豊かな日常生活や都市活動を支えるため、基盤整備が必要な地域
- 基幹的なバス路線の沿道において、ゆとりと潤いのあるまちづくりを進めるため、基盤整備が必要な地域



※港北エリアとは地域拠点の「港区役所」と「名古屋競馬場前」を含むエリアを指します。

都心部

拠点のまちづくり

都心ゾーンの中でも特に多様で高度な都市機能が集積する都心部において、リニアインパクトを最大化し、世界に冠たる「NAGOYA」の象徴たる都市空間を形成します。

名古屋駅地区 ～未来を体感し創造する交流のターミナル～



大須地区

～下町情緒とポップが交錯する庶民文化の象徴～

名城地区

～歴史と文化に彩られた名古屋のまちづくりの礎～

伏見地区

～職・住・遊のプラットフォーム～



栄地区 ～訪れる人々が心を解き放つ都心のオアシス～



都市軸のまちづくり

幹線道路と沿道のまちづくり、河川・運河沿岸のまちづくりにより、にぎわいを都心部に展開



拠点連携と都心界隈のまちづくり

各拠点を有機的に結びつけ、都心部内の回遊性を高めるとともに、都市機能を相乗的に向上。また、界隈の個性・魅力を保全・開拓



金山

名古屋駅に次ぐ交通拠点としての機能に加え、商業・業務機能、文化・芸術機能、防災機能などを兼ね備える便利で国際的な交流拠点を形成します。

**金城ふ頭**

圏域のものづくりを支える物流機能と調和をはかりつつ、コンベンション機能やアミューズメント施設を備えた、広域からも人々が訪れるような拠点を形成します。



出典)名古屋港管理組合より提供

熱田

熱田神宮を中心に長い歴史の中で発展してきた熱田において、市民の誇りとなり、ホスピタリティを強化するような名古屋を代表する名所づくりを推進します。

**鳴海**

駅周辺や後背圏を支える地域拠点としての基盤整備と歴史的資源の活用を推進します。

**港北エリア**

アジア競技大会の選手村整備を契機に、中川運河、公園、交通基盤などの地域資源を際立たせることにより、にぎわいと新たな地域ブランドの形成に向けたまちづくりを推進します。

**志段味**

準駅そばゾーンの高い利便性と、ゆとりやうるおいが調和した良好な居住環境を形成するとともに、地域資源を活用した魅力向上を推進します。

**ガーデンふ頭**

親水性の高い施設を最大限活用しながら再開発を進めることにより、隣接する地区のまちづくりとあわせて、さらなる港まちの魅力を創出します。



南陽をはじめ、大曾根、筒井・葵、大高等、利便性の高い生活圏の形成や居住環境の改善のため、土地区画整理事業等を推進している地域においても、引き続き、地域の特性に応じ都市機能の導入や宅地の利用増進、都市機能の整備を進めます。

地域環境の変化に柔軟に対応してまちづくりを展開する地域

次のような地域環境の変化が生じた地域についても、関係者間の連携・調整の上で、重点的にまちづくりを展開する地域とします。

- ▶ 民有地や公有地における土地利用転換など、新たなまちづくりの契機を有する地域
- ▶ 地域による主体的なまちづくりとの連携が、行政課題の解決につながると認められる地域

都市づくりの方針に沿い、また都市づくりのリソースを有効に活用しながら、施策を展開していきます。

A 土地利用

■地域特性に応じた土地利用の誘導

〔商業・業務系、住居系、工業・物流系、市街化調整区域の土地利用、都市計画各種制度の活用〕

適正かつ計画的な土地利用の実現に向け、現状の土地利用や都市基盤、地域の自然環境、防災性に配慮しつつ、商業・業務、住居、工業・物流などの都市機能の適切な誘導をはかるとともに、地域特性に応じたきめ細かな土地利用の誘導につとめます。

土地利用の方針



B 交通

■時代の潮流を見据えた総合交通体系の形成

人口構造の変化や、自動運転をはじめとした先進的技術の進展など時代の潮流を見据え、まちづくりと連携した総合交通体系の形成をはかります。

■にぎわいを創出する交流機能の強化

■安全で円滑な交通環境の形成

■産業・経済・暮らしを支える広域交通ネットワークの強化

鉄軌道等ネットワーク



C 防災・減災

■水害・津波に強い地域づくり

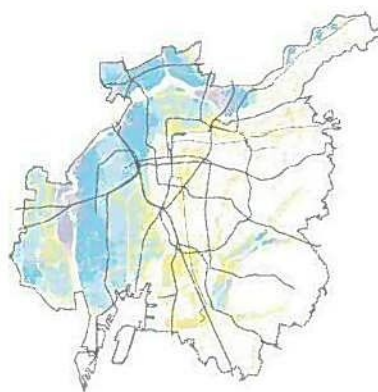
水害や津波の危険性から都市を守るため、河川・下水道の整備などによる雨に強いまちづくりや、津波災害対策を推進します。

■避難しやすい市街地づくり

■壊れにくい・燃え広がりにくい市街地づくり

■速やかに回復できる都市づくり ■防災意識の向上

洪水・内水浸水想定



D 環境

■緑・水の保全・創出

公園緑地の整備や民有地における緑化により緑を創出するとともに、樹林地や農地などの既存の緑や水循環の保全、風土にあった生きものの回復などに、自然環境の持つ多様な機能を活用するというグリーンインフラの考え方を踏まえて取り組むなど、良好で快適な都市環境の形成をはかります。

■緑・水の魅力向上 ■都市における低炭素化

みどりの構造のイメージ



E 住宅・住環境

■住宅ストックの質の向上

住宅の老朽化や空き家化が進行する中で、既存の住宅ストックを改善し有効活用するとともに、長く住み継がれる質の高い住宅に更新していく住まい・まちづくりを進めます。

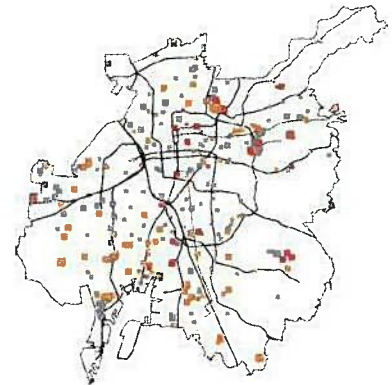
■居住ニーズへの対応

■面的な市街地の整備

■安心・安全な住まいの確保

■供給処理施設等の整備

市営住宅



F 都市魅力

■内外からの目的地としての魅力向上

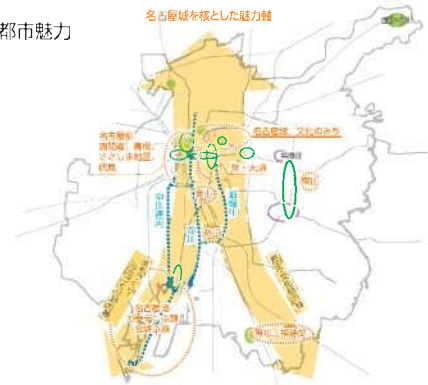
リニア中央新幹線開業後のスーパー・メガリージョン形成に伴い、交流拠点都市の実現に向けて、にぎわいがあふれ、市民や国内外の観光客が訪れる目的地(デスティネーション)やMICEの開催地として選ばれるよう、個性的なにぎわい空間の創出や受入環境の整備、名古屋の特色を活かしたMICEの推進など、交流の場づくりに取り組みます。

■良好な景観の形成

■歴史まちづくりの推進

主な都市魅力

名古屋城を核とした魅力軸



G 産業・イノベーション

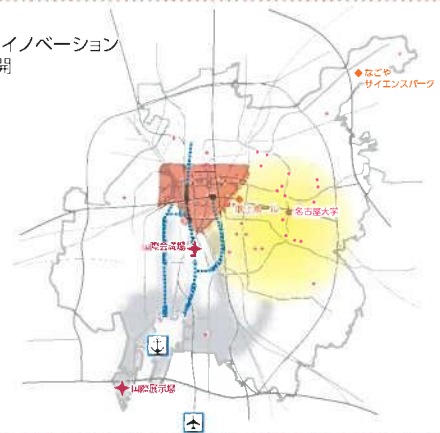
■イノベーションの創出

産業構造が大きな転換を迎える中で、圏域の経済を支えるものづくりを土台にして、今後成長が見込まれる産業の振興、多様な主体によるイノベーションの創出、産業立地の促進やMICEの推進などにより、多様な産業交流の場づくりを進めていきます。

■産業機能の維持・充実

■産業インフラの整備

産業・イノベーションの展開



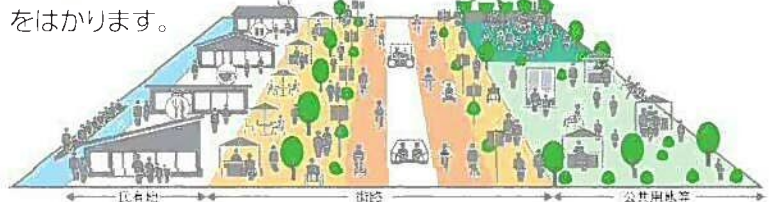
横断的な施策展開のイメージ

施策の展開にあたっては、複数課題の同時解決や相乗的な効果を得るために、「A土地利用」～「G産業・イノベーション」の区分を超えて、横断的に実施することが有効です。

各地域における様々な状況を勘案し、関係者間の連携・調整の上で、より効率的・効果的な施策展開をめざします。

イメージ例 公共空間の再編

グリーンインフラ等も導入しながら、道路や公園、水辺、民間空地などの公共空間を、単一目的・単一の使い方の空間から、居心地良く多様な人々の多様な使い方が共存できるウォーカブルな空間へと修復・改変することで、まちにおけるにぎわい活動の活性化などをはかります。



06 地域まちづくりの推進

■ 地域まちづくりとは

定義 地域がより良くなるために、**地域の力(考え)**で **地域を育てる** こと

目的

地域の方々にとって、より良い環境を築き上げること

Ⅱ

(現在または将来、地域に住み・働き・憩う方々)

内容

まちの多様な担い手(住民・自治会・NPO・商店街・企業など)が自ら、

多様化・複雑化する地域課題に対応するために、

地域ごとの強みや弱みを踏まえて、連携し役割分担しながら、

まちの魅力づくり、公共的な空間の利活用、

住環境の維持、まちづくり構想やルールづくりなど、

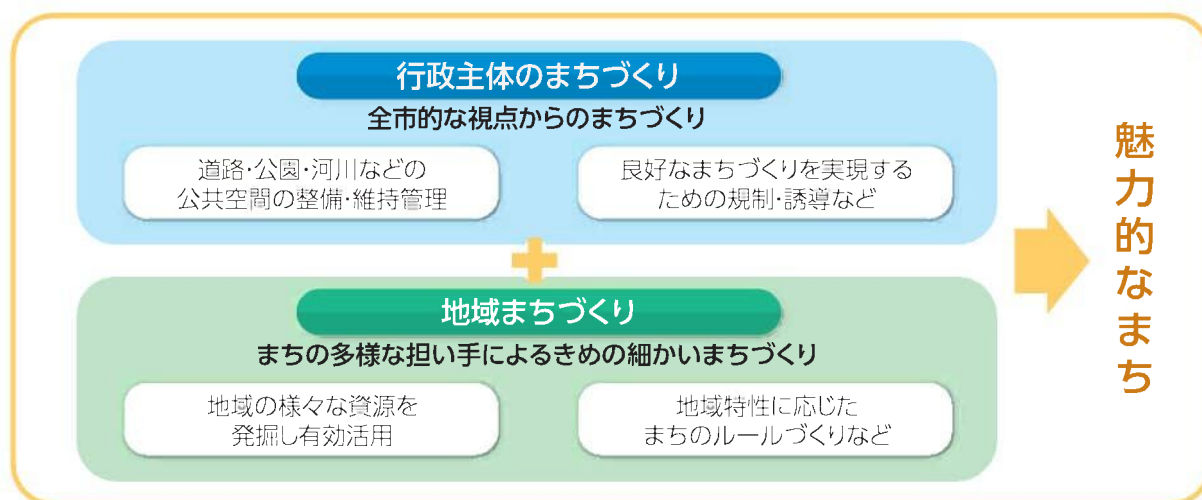
まちの環境や空間をつくる・つかう・まもることを、

まちの将来像を共有しながらその実現に取り組むもの



■ 地域まちづくりの必要性

行政が担ってきたまちづくりに、地域特性やニーズを踏まえ、まちの多様な担い手も自ら取り組むことで、まちに活力やまちへの愛着、誇りが生まれ、魅力的なまちへとつながっていきます。



■ 地域まちづくりの取り組み

取り組み例

商業施設などが集積して来訪者が多い
都心部でのまちづくり

企業・事業主などが担い手

活動例

にぎわい創出を目的とした
公開空地や道路などの公共空間を活用した
イベント開催やオープンカフェの実施 など

商店街や生活利便施設のある駅そばで通勤通学者が多い
拠点市街地でのまちづくり

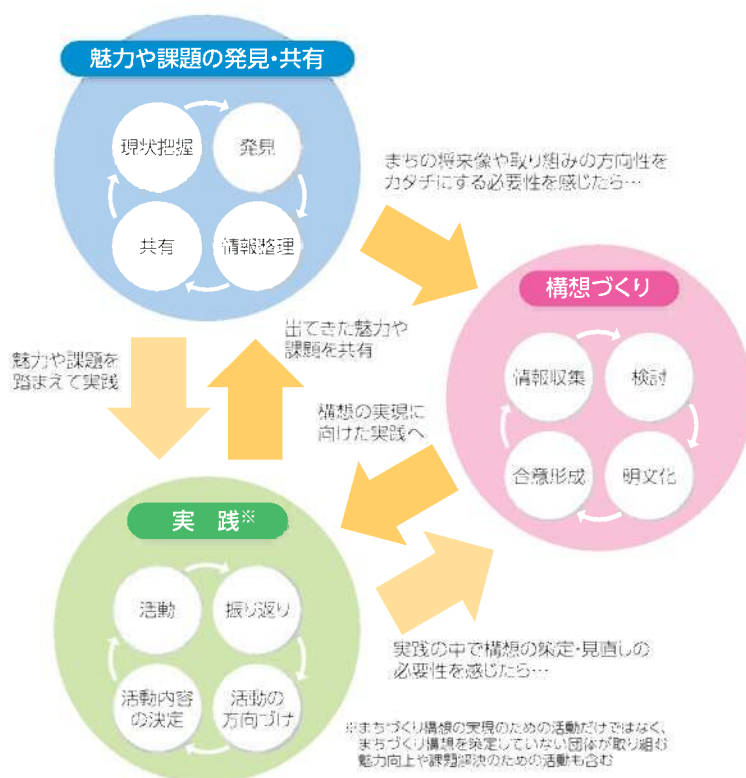
地域住民や商店街などが担い手

活動例

地域の活性化や利便性向上を目的とした
遊休不動産を活用したコミュニティ拠点の
形成やその運営 など

以上のような地域まちづくりの取り組みが継続的に行われることで、まちが育っていきます。

地域まちづくりのイメージ



地域まちづくりは、地域の「魅力や課題を発見・共有」し、まちの将来像や取り組みの方向性を見える化するための「構想づくり」や、その構想の実現に向けた「実践」を行います。このような取り組みを繰り返し継続し、より良い環境を築き上げていきます。

その他にも、「魅力や課題の発見・共有」から「実践」に取り組む場合や、まずはまちを良くする活動の「実践」に取り組む、その後「構想づくり」に取り組む場合なども考えられます。

○まちを育てるためのポイント

- 取り組みを実施して終わりではなく継続すること
- 継続した取り組みを自立した取り組みにすること
- 活動の振り返りだけでなく、まちづくり構想に沿って計画的に進んでいるか定期的に振り返ること
- 時には構想を見直すこと
- 活動の成果や収益をまちに還元すること

■地域まちづくりの推進

地域まちづくりに取り組む団体がステップに応じて自立的・持続的に活動を進められるよう、行政内部での情報共有や連携をはかり、支援を行っていきます。

市の方針

- 団体と行政との間で継続的な関係を構築します。
- 団体が抱える課題解決のため、専門的な知識や経験を有する専門家の派遣等による支援を行います。
- 活動を行うために必要となる費用に対して、資金面での支援を行います。
- 団体が地域まちづくりに関する知識等を学ぶ機会や他団体の事例やノウハウなどを情報共有する場を設け、団体の成長や自立を促します。
- 行政内部において情報共有・連携し、効果的な支援に取り組めます。



位置づけ、役割(目的)

●位置づけ

「地域別構想」は、本プランにおいて“都市レベル”の内容を記載した「全体構想」を踏まえ、“地域レベル”の内容を記載したものです。地域の実情に応じて随時位置づけていくことで、“**成長するマスタープラン**”として、本プランの内容を充実させていきます。

※都心部を対象とした地域別構想については、全体構想とあわせて地域別構想“都心部編”として策定（次ページ参照）

●役割(目的)

全体構想よりも詳細な都市計画上の指針を示します。

それによって…

- ▶行政、開発事業者、住民・団体等の多様な主体が内容を共有し、役割分担と連携のもとに、地域レベルのまちづくりを促進します。
- ▶まちづくりへの関心を高め、魅力的なまちづくりが広く展開します。

内容

1.対象範囲※ 地域の実情に応じて、行政区界に依らず柔軟に設定	4.まちづくりの方針 目標に基づく活動の方針
2.現状認識 時代の潮流や、地域の特性・課題など	5.取り組み 方針に基づく具体的な取り組み
3.まちづくりの目標 目標とするまちの将来像	6.まちの将来図 土地利用の方針など、空間的なまちの将来像 （必要に応じて評価指標を設定すること考えられる）

○位置づける内容として、満たすべき事項

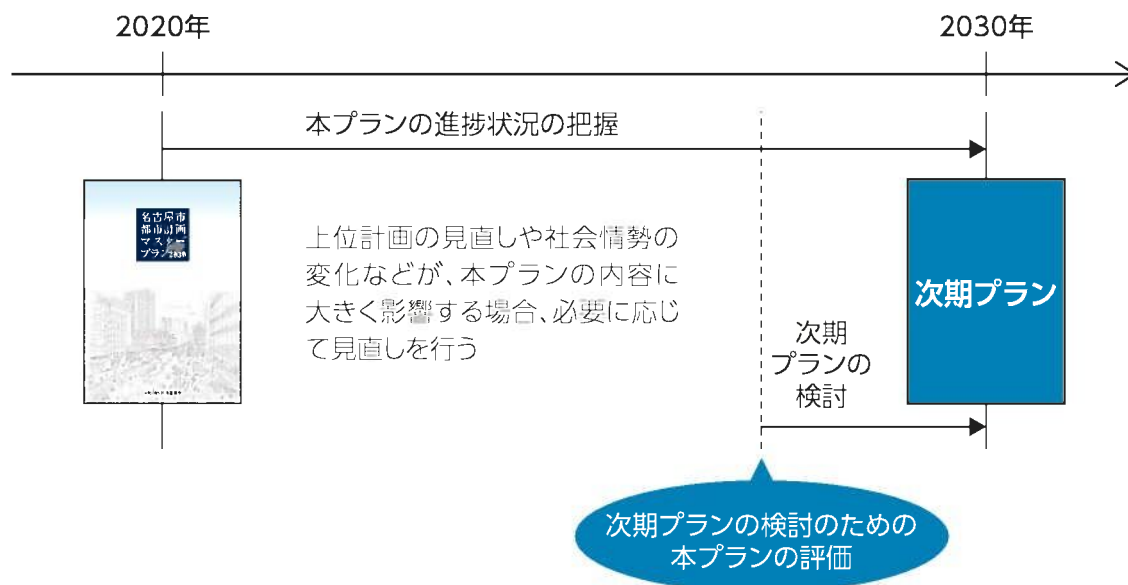
- 各ゾーンの将来イメージなど、全体構想の内容に沿うもの
- 対象範囲における土地利用、都市基盤の方針が示されており、都市計画としての支援が想定できるもの
- 取り組みは、対象範囲の内の、どこで行うのかという“場所性”を有するもの

※対象範囲が既に策定済みの地域別構想と重複する場合は、内容の整合がはかられていることとする

主体に応じた地域別構想

主体	行政	開発事業者	住民・団体
想定される地域の例	■将来都市構造上、特に重要な地域 ■まちづくりのポテンシャルが高い地域	■大規模な面的開発による土地利用の転換で、都市計画の変更を伴う地域	■地域の魅力向上、課題解決の気運が高い地域
想定される地域のスケール	■比較的広範囲、かつ共通の目標を持てる範囲	■都市に大きな影響をもたらす開発の範囲	■多様な担い手が意識の共有をはかれる、コミュニティレベルの範囲
	地域別構想（方針型） 市が考える都市計画上の指針を示し、多様な主体の意識の共有をはかり、活動を誘発	地域別構想（事業型） 全体構想に即しながら、詳細な都市計画上の指針に基づく良好な開発事業を促進	地域別構想（協働型） 主体ごとの役割が主体間で共有され、協働によるまちづくりを推進

本プランの推進にあたっては、市の取り組みの実績や成果、評価指標による数値の変化、SDGsへの貢献などを総合的に勘案しプランの進捗状況を把握するとともに、上位計画の見直しや社会情勢の変化などがプランの内容に大きく影響する場合、必要に応じて評価・見直しを行います。



地域別構想 “都心部編”

まちづくりの方針

投資意欲

方針1
国際競争力の強化と
民間投資を誘発する環境整備

訪問意欲

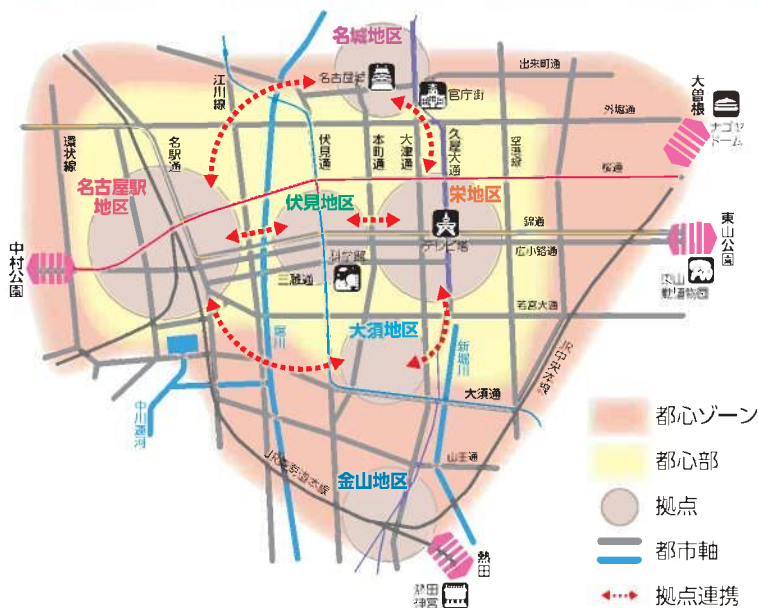
方針2
訪れたいくなるワクワク感のある
まちを実現する都市魅力の向上

誇れる都市

方針3
都会性とゆとりが両立した
名古屋ライフスタイルの実現



都心の都市構造



名古屋駅地区 未来を体感し創造する交流のターミナル
 伏見地区 職・住・遊のプラットフォーム
 栄地区 訪れる人々が心を解き放つ都心のオアシス
 名城地区 歴史と文化に彩られた名古屋のまちづくりの礎
 大須地区 下町情緒とポップが交錯する庶民文化の象徴



名古屋市都市計画マスタープラン2030

概要版

名古屋市 住宅都市局 都市計画部 都市計画課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

策定年月 令和2年6月

電話番号 052-972-2712

FAX 052-972-4164

電子メールアドレス a2712@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp